



大気汚染物質による曝露影響研究費

平成28年度要求額
245百万円 (273百万円)

背景・目的

- 環境基本法第16条第3項において環境基準は「常に適切な科学的判断が加えられ」なければならないとされている。
- PM2.5は地域によって成分組成が異なることなどから環境基準設定当時の中央環境審議会答申（平成21年9月）において「国内知見の充実」が必要との指摘。
- 米国では10歳から18歳までの8年間の疫学研究を有力な根拠として、平成24年に年平均環境基準値を強化しており、環境基準や暫定的な指針の見直しの必要性の検討等を行うには、米国と同水準の国内の疫学研究等が必要。
- これらを踏まえPM2.5等大気汚染物質による曝露と健康影響との関連性を明らかにし、PM2.5の環境基準・暫定的な指針の見直しの必要性の検討やPM2.5の総合的な対策に資する科学的知見を集積する。

事業概要

- (1) 検討会の設置・開催
(2) ~ (4)の調査等の計画・実施・評価・検討
- (2) PM2.5等の曝露量実測調査
(3) 疫学調査を実施する地区（代表地点）の大気汚染物質の成分分析・濃度の測定
- (3) PM2.5等の疫学調査
① 発がん性、② 循環器系疾患、③ 呼吸器系疾患に関する疫学研究
- (4) PM2.5等の毒性学調査：
動物曝露実験等によるメカニズム解明

事業目的・概要等

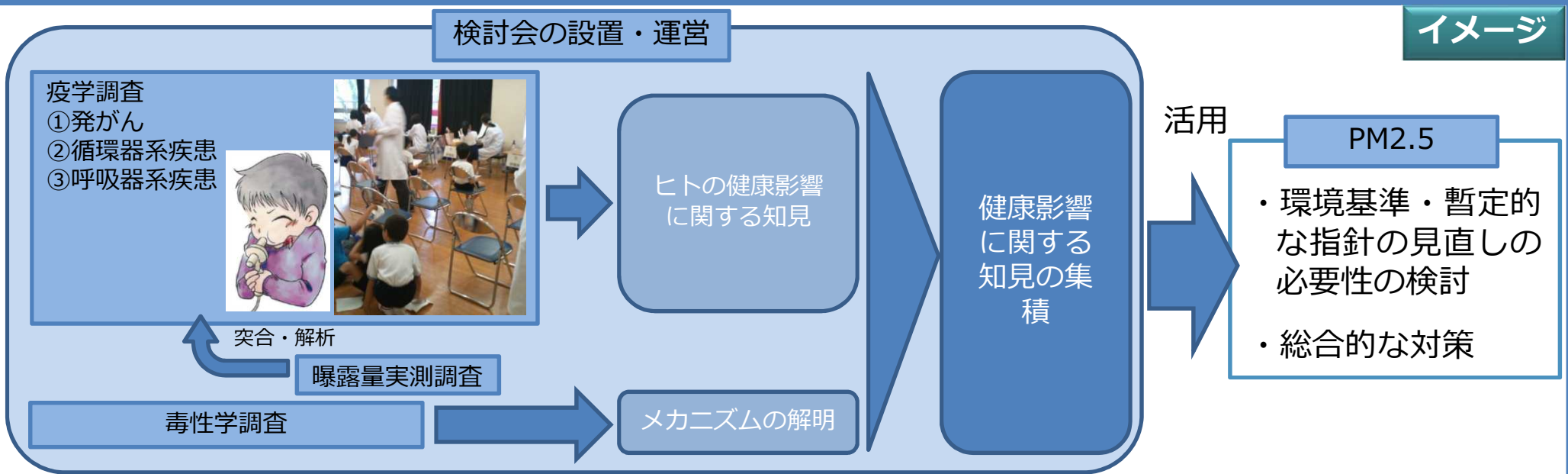
期待される効果

- PM2.5の環境基準・暫定的な指針の見直しの必要性の検討やPM2.5の総合的な対策に資する科学的知見の集積

事業スキーム



検討会の設置・運営



イメージ



突合・解析